（様式７－４）

１ この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に○○知事（市長）に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２ また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に○○県（市）を被告として（訴訟において○○県（市）を代表する者は○○知事（市長）となります。）、提起することができます。

　　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

|  |
| --- |
| 第　　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　様  　　 (都道府県等の長)  住居確保給付金変更支給決定通知書(則第11条第１項第１号の規定による支給)  　　　　　年　　月　　日付第　　　　号で支給決定を行った住居確保給付金については、　　　　年　　月　　日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。  記  １　変更内容  □　支給額　　　　　　　　月額　　　　　　　　円  □　支給方法（代理受領に変更等）  ２　１の変更内容の適用後の支給期間  　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）から  　　　　　　　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）まで  ３　変更理由  （例）申請者から給付対象となる住宅の家賃が変更になったと申請があったため。  　　 　 申請者から貸主への口座振込による方法（代理受領）への変更の申請があったため。  ４　対象となる住宅　　名称  　　　　　　　　　　　所在地 |